

海士町地域情報通信基盤整備推進事業に係るサービス提供事業者 選定プロポーザル実施要領

平成21年9月7日
海士町役場 総務課

1 簡易公募型プロポーザル方式で提案を求める趣旨

平成21年度海士町内の地域（詳細は別添「海士町ブロードバンドエリア図」のとおり）において実施を計画している海士町地域情報通信基盤整備推進事業は、FTTH方式・公設民営方式で行うこととし、整備完了後のサービス提供については「超高速インターネット接続」を基本に、将来のICTにおける環境変化にも柔軟に対応できる民間事業者の創意工夫を生かしたサービスも選択可能としなければならないと考える。

したがって、民間事業者から創意工夫を生かしたサービス提供に関する提案を受け、町民並びに本町にとって最もメリットのある事業者を選定することとする。

2 提案の審査及び契約の方法

公募により、一定の参加資格を有する者から、海士町地域情報通信基盤整備推進事業において整備予定である、光ケーブルを活用したブロードバンドのサービス提供に関する提案を受け、海士町地域情報通信基盤整備推進事業に係るサービス提供事業者選定委員会（以下「IRU事業者選定委員会」という。）において、提出された提案書等の審査を行い、総合的に最も優れた内容の提案を行った者を、整備完了後の施設に関する賃貸借契約であるIRU契約締結、サービス提供内容等に関する協定締結の優先交渉権者とする。

なお、提案書等の審査に関する必要な事項は、「IRU事業者選定委員会」においてこれを定める。

契約に際しては、提案の内容と本町の意向について協議調整を行った上、合意が得られた時点で随意契約による契約を行う。また、基本協定書、各契約書に記載する項目の詳細については、優先交渉権者と協議のうえ、決定するものとする。

3 提案参加資格

本提案への参加資格を有する者は、次に掲げるすべての要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「地方自治令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公募の日現在において、本町での入札参加資格停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 電気通信事業法（昭和59年法第86号）に定める登録電気通信事業者又は届出電気通信事業者であること。

- (4) 日本国内で光ブロードバンドサービスを提供している事業者であること。
- (5) 光ブロードバンドサービスに用いる地域情報通信基盤の保守運用・管理業務を一元的に遂行し、かつ光ブロードバンドの永続的な提供が可能であること。
- (6) 町による施設整備が整った時点で、IRU契約を締結し、速やかに光ブロードバンドサービスの提供が行えること。

4 提案に係る条件

- (1) 提案に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 優先交渉権者は、海士町及び別途選定する設計業務委託業者並びに工事施工業者と協力し、誠意を持って光ブロードバンドインターネット環境整備に努めること。
- (3) 優先交渉権者は、本事業の実施にあたり必要な助言・協力等を行うこと。

5 提案への参加申込及び辞退

- (1) 提案への参加を希望する者は、必要事項を記入のうえ以下のものを提出すること。
 - ① 「提案参加申込書」【様式1】
 - ② 総務大臣から登録電気通信事業又は届出電気通信事業を行うことを認められた登録番号の報告書提出【様式任意】
 - ③ 「事業経歴書」【様式任意（ただし、インターネット接続サービスを提供していることがわかるようにすること。）】
 - ④ 「誓約書」【様式2】
 - ⑤ 「委任状」【様式3（代理人を定める場合。）】また、提案参加申込書提出後に提案を辞退する場合は、【様式4「辞退届」】を提出すること。
- (2) 提案参加申込書の提出期間
平成21年9月7日（月）から平成21年9月18日（金）までの午前9時から午後5時までの間。
ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く
- (3) 提出先
海士町役場 総務課
所在地：〒684-0403 島根県隠岐郡海士町大字海士1490番地
電話：08514-2-0115
担当：広報・情報係 柏谷 猛（カシワダニ タケシ）
- (4) 提出方法
上記提出先へ直接持参又は郵送等による。
なお、郵送等で提出する場合は、平成21年9月11日（金）午後5時までに必着すること。
- (5) 参加資格審査結果通知
参加資格審査の結果は、電子メールにて通知する。

6 提案書の作成等

(1) 提案記載項目

① 会社概要等

(I) 会社概要

(II) 組織体制

(III) 決算書（直近2期分）

② 実績

(I) 日本国内での光ブロードバンドサービス提供実績（平成21年3月末現在）

(II) 上記（I）のうち、IRU方式による提供実績、提供地域名等

③ 責任範囲

提案者及び町の設備責任範囲、保守責任範囲、サービス責任範囲について図解

④ IRU契約の考え方

(I) サービス提供の方針

(II) サービス提供概要

⑤ サービス提供条件

(I) 費用負担の範囲と負担者（範囲として、以下の項目を入れること）

(a) 通信拠点（NTT局舎等）

(b) 通信拠点までの光ファイバ

(c) センター、サブセンター

(d) 光ファイバ

(e) 引き込み線

(f) 宅内

(II) 設備保守条件

(III) 町側の負担

⑥ サービスの内容

(I) インターネットサービス（サービスメニュー、通信速度、選択可能なプロバイダ数など）

(II) IP電話サービス

(III) 各種付加サービス

(IV) 光ファイバを利用した行政サービス案

⑦ サービス利用料金

(I) 初期経費（サービスを利用するために必要な引き込み工事費及び宅内工事費等）

(II) 利用料金（月額利用料及び機器レンタルがあればレンタル料等）

⑧ ユーザーサポート体制

(I) 加入申し込み時

(II) 故障発生時

(III) 各種問い合わせ等

- ⑨ 保守運用
 - (I) 保守運用体制
 - (II) 故障対応フロー
- ⑩ 光ブロードバンドサービスを提供するうえでの提案者側の条件
- ⑪ 設備管理
 - 設備管理の具体的な進め方について記載のこと
- ⑫ 大規模災害時の対応
 - 大規模災害時の具体的な対応方法について説明すること。
- ⑬ IRU収支予測
 - 別添収支表に習って収支予測を記載すること。

(2) 提案書類の提出期間

資格審査決定通知後から平成21年10月2日（金）までの午前9時から午後5時の間。

ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く

- ① 提出先
 - 5（3）に同じ。
- ② 提出方法
 - 持参すること。
- ③ 提出部数
 - 製本2部及びデジタルデータ（CD又はDVD）
- ④ その他
 - 提出期限後の提案書の追加・修正・差し替えは一切認めない。

7 提案に関する質問

様式5「質問書」により、下記のとおり受付、回答を行う。

(1) 受付期間

公募の日から平成21年9月30日（水）午後5時までの間。

(2) 提出先

電子メールでのみ受け付ける。

E-Mail: kashiwadani-takeshi@town.ama.shimane.jp

なお、件名は「ブロードバンドサービスに関する質問」とすること。

(3) 質問に対する回答方法

質問に対する回答をとりまとめたうえ、随時参加者全員に対し、電子メールにて通知する。

(4) その他

受付期間経過後の質問及び指定した方法以外の方法での質問は一切受け付けない。

8 IRU事業者選定のポイント

- (1) 関係住民の最大の願いであるブロードバンドサービス等を、いかに良質、低価格で提供できるか
- (2) 年々財政運営が厳しくなる行政の総負担額（イニシャル+ランニング）を、いかに低く抑えられるか
- (3) 安定した保守管理の体制・方法がとられているか
- (4) 地元業者との連携や活用あるいは地元雇用について、いかに配慮がなされているか

9 企画提案書の審査

参加資格を有する提案者からの企画提案について「IRU事業者選定委員会」において総合的に審査する。

なお、必要に応じて追加資料の提出要請、ヒアリング、企画発表（プレゼンテーション）等を依頼する場合がある。（別途通知）

10 結果通知について

- (1) 選定結果通知書により選定審査の結果を通知する。
- (2) 失格
 - ① 提案書等必要な書類をその提出期限内に提出しない場合。
 - ② 選定審査終了までの間に、本町での入札参加資格停止の措置を受けた場合。

11 その他

- (1) 提出書類

提出された書類は、返却しないものとする。

提出された書類は、当該審査以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- (2) 留意事項
 - ① 本提案の審査はIRU事業者内定（優先交渉権者決定）のために行うものであり、提案内容は尊重するものの、契約、協定の際には協議を行い調整ののち双方合意に至った場合に各契約、協定を締結するものとする。
 - ② なお、何らかの事由により「地域情報通信基盤整備推進事業」の実施が不可能となった場合には、各契約、協定の締結は行わないものとし、それまでの費用については優先交渉権者の負担とする。